

[事案 2020-252] 契約内容変更無効等請求

・令和3年10月22日 裁定終了

<事案の概要>

払済保険への変更時に、募集人の誤説明があったことを理由に、変更前の契約内容に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年4月に契約した生前給付終身保険（契約①）について、払済保険に変更すると3、4年後には解約返戻金が既払込保険料を上回ると説明されたため払済保険にし、平成30年1月に米ドル建生前給付終身保険（契約②）、同年10月に米ドル建生前給付終身保険（契約③）に加入した。しかし、払済保険の解約返戻金が既払込保険料を上回る時期は、正しくは約50年後であったため、契約①を払済保険変更手続前の保険に復旧し、契約②と契約③は取り消して既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

契約①に関し、払済保険に変更した後に解約返戻金が既払込保険料を上回る時期について、募集人は、申立人から具体的に質問されておらず、申立人が主張するような説明をした事実もないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。